

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
一般財団法人 日本建設情報総合センター	東京都港区赤坂7-10-20

2 指名停止期間

物品・役務の調達

平成25年 7月25日 ~ 平成25年 9月24日 (2ヶ月)

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、九州地方整備局外9機関が共同して発注した「平成24年度 積算システム運用管理業務」において、システムプログラムの動作確認を一部行っていなかったため、誤った予定価格により落札者を決定した工事契約（近畿地方整備局管内工事発注案件2件）において契約解除を行う必要が生じ、発注者に損害を生じさせたものである。

このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第12号（不正又は不誠実な行為）の措置要件に該当する事実があるため。

参 考

物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について（抜粋）

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

期 間

（不正又は不誠実な行為）

12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から
1カ月以上9カ月以内

【問い合わせ先】

北海道森林管理局 経理課

直 通：011-622-5214

担当者：主計係（内線307）